

財務省告示第百八十二号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十九年四月二十五日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 尾身 幸次

一	二	三	四	五	六	七	八	九
名称及び記 号	発行の根拠	法律及びそ の条項及び適 用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金 額	振替単位	発行行 格
利付国庫債券（五年）（第六十三 回）	特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）附則第七 十	十六條第一項 社債等の振替に 関する法律（平 成十三年法律第 七十五号）以下	機関は日本銀行とする。 日本郵政公社法（平成十四年法 律第九十七号）第二十四條第三 項第四号に規定する郵便貯金資 金による引受け	額面金額で二千四百億円	二千三百九十九億七千六百万円	五万円	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。	平成十九年四月二十五日 額面金額百円につき九十九円九 十銭

十一 利率
 一 年一・二パーセント
 の経過利率
 に日本郵政公社総裁は、払込金額
 に加え、次の算式により算出し
 た金額を第十八号に規定する期
 日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{1.2}{100} \times \frac{36}{365}}$$

十三 初期利子
 平成十九年九月二十日を支払期
 とし、次の算式により算出した
 金額を支払う。ただし、支払期
 が銀行休業日に当たるときは、
 その翌営業日に支払う。以下、
 次号及び第十五号において規定
 する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{1.2}{100} \times \frac{1}{2}}$$

十四 第二期利子
 毎年三月二十日及び九月二十日
 を支払期とし、各支払期におい
 て、その日以前六ヶ月間に属す
 利子を支払う。
 平成二十四年三月二十日
 額面金額百円につき百円
 日本銀行
 平成十九年四月二十五日
 払込期日